

○ 議案第127号 会計年度任用職員制度の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

※ 地方公務員における臨時職員及び非常勤職員の適正な任用及び勤務条件の確保を図るため、地方公務員法の改正により一般職の会計年度任用職員制度が創設され、来年度から施行されることに伴い、関係条例において会計年度任用職員の適用関係を整理するなどの所要の改正を行うものであります。

- 1 大仙市職員定数条例（平成17年大仙市条例第34号）の一部改正【第1条の規定】
- 2 大仙市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年大仙市条例第36号）の一部改正【第2条の規定】
- 3 大仙市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成17年大仙市条例第37号）の一部改正【第3条の規定】
- 4 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年大仙市条例第40号）の一部改正
- 5 公益的法人等への大仙市職員の派遣等に関する条例（平成17年大仙市条例第41号）の一部改正【第5条の規定】
- 6 大仙市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償等に関する条例（平成17年大仙市条例第47号）の一部改正【第6条の規定】
- 7 大仙市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年大仙市条例第54号）の一部改正【第7条の規定】
- 8 大仙市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年大仙市条例第261号）の一部改正【第8条の規定】
- 9 大仙市職員の育児休業等に関する条例（平成17年大仙市条例第339号）の一部改正【第9条の規定】
- 10 大仙市人事行政運営等の状況の公表に関する条例（平成18年大仙市条例第23号）の一部改正【第10条の規定】
- 11 外国の地方公共団体の機関等に派遣される大仙市職員の処遇等に関する条例（平成18年大仙市条例第61号）の一部改正【第11条の規定】
- 12 大仙市交通指導員に関する条例（平成17年大仙市条例第329号）の廃止【第12条の規定】
- 13 大仙市防犯指導員設置に関する条例（平成17年大仙市条例第330号）の廃止【第13条の規定】
- 14 施行期日 令和2年4月1日

○ 議案第128号 大仙市大綱交流サロン条例の一部を改正する条例の制定について

※ 刈和野の大綱引きに合わせて改修中の大綱交流サロンについて、来年度開館予定の（仮称）大綱交流館（西仙北中央公民館）との混同を避けるため、名称を改めるものであります。

- 1 名称を大仙市大綱サロンに改めます。（題名、本則関係）
- 2 令和2年2月1日

○ **議案第129号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例及び大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 市立大曲病院の診療部門に置かれる診療部長の職階及び特殊勤務手当の額を整備するほか、夜間看護に係る特殊勤務手当の額を改定するものであります。

- 1 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正【第1条の規定】
診療部長の職務の級を医療職（一）2級とする。（別表第3の改正規定関係）
- 2 大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正【第2条の規定】
 - ① 診療部長の特殊勤務手当の額を180,000円とする。（第9条の改正規定関係）
 - ② 夜間看護に従事する職員の特殊勤務手当の額を、勤務時間が4時間以上にあつては3,550円（改定前3,200円）に、2時間以上4時間未満にあつては3,100円（改定前2,800円）に改定します。（第11条の改正規定関係）
- 3 施行期日 令和2年4月1日

○ **議案第130号 大仙市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 大曲駅東駐車場の駐車料金を次のとおり改定するものであります。

- 1 駐車料金の無料時間を1時間（改定前2時間）に改める。
- 2 新幹線利用時などの長時間駐車を対象に実施している料金の据置き（10時間を超え48時間まで無料）について、据置開始時間を1時間繰り下げて11時間を超える部分から適用する。
- 3 施行期日 令和2年4月1日

○ **議案第131号 大仙市大曲駅自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 大曲駅自転車駐車場の使用料等を無料とするものであります。なお、同自転車駐車場は、現在、指定管理者が管理運営を行っており、利用料金が無料となっています。

- 1 大曲駅前自転車駐車場及び大曲駅東自転車駐車場の使用料及び保管料に係る規定を削る。（第5条、第11条、別表第1、別表第2関係）
- 2 上記1の改正に伴う利用の許可等に係る規定の廃止その他所要の規定の整理（第4条、第6条から第10条まで、第12条から第19条まで関係）
- 3 施行期日 令和2年4月1日

○ 議案第132号 大仙市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

※ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものであります。

- 1 趣旨（第1条関係）
- 2 定義（第2条関係）
- 3 会計年度任用職員の給与（第3条関係）
 - ① フルタイム会計年度任用職員には、給料のほか、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当を支給する。
 - ② パートタイム会計年度任用職員には、基本報酬のほか、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬及び期末手当を支給する。
- 4 給料表（第4条、別表第1から別表第3まで関係）
 - ① 行政職給料表（1級～3級を適用）
 - ② 単純労務職給料表（1級を適用）
 - ③ 医療職給料表（1級を適用）
- 5 職務の級（第5条関係）
- 6 号給（第6条関係）
- 7 給料の支給（第7条関係）
- 8 初任給調整手当（第8条関係）
- 9 地域手当（第9条関係）
- 10 通勤手当（第10条関係）
- 11 特殊勤務手当（第11条関係）
- 12 時間外勤務手当（第12条関係）
- 13 休日勤務手当（第13条関係）
- 14 夜間勤務手当（第14条関係）
- 15 宿日直手当（第15条関係）
- 16 端数処理（第16条関係）
- 17 フルタイム会計年度任用職員には、在職期間に応じ期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額の期末手当を支給する。（第17条関係）
- 18 勤務1時間当たりの給与額の算出（第18条関係）
- 19 給与の減額（第19条関係）
- 20 パートタイム会計年度任用職員の報酬（第20条関係）
- 21 特殊勤務に係る報酬（第21条関係）
- 22 時間外勤務に係る報酬（第22条関係）
- 23 休日勤務に係る報酬（第23条関係）
- 24 夜間勤務に係る報酬（第24条関係）
- 25 報酬の端数処理（第25条関係）
- 26 パートタイム会計年度任用職員（6月以上任用かつ週15時間30分以上勤務する場合に限る。）には、フルタイム会計年度任用職員の例により期末手当を支給する。（第26条関係）
- 27 報酬の支給（第27条関係）
- 28 勤務1時間当たりの報酬額の算出方法（第28条関係）
- 29 報酬の減額（第29条関係）
- 30 パートタイム会計年度任用職員には、一般職の例により通勤に係る費用弁償を月額又は日額により支給する。（第30条関係）
- 31 公務のための旅行に係る費用弁償（第31条関係）
- 32 給与の口座振替（第32条関係）
- 33 市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与（第33条関係）
- 34 委任（第34条関係）
- 35 施行期日 令和2年4月1日

○ 議案第133号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

※ 本市が加入する秋田県市町村総合事務組合において、同じく構成団体である北秋田市周辺衛生施設組合が令和2年3月31日をもって解散することに伴い、構成団体の脱退に係る手続が必要となります。

一部事務組合である秋田県総合事務組合の構成団体の脱退手続に当たっては、それぞれ構成団体の議会において議決を要することから、地方自治法第290条の規定により、関係構成団体と次のとおり協議することについて、議会の議決を求めるものであります。

- 1 協議内容 構成団体の数を減少させること及び規約の一部変更について協議するもの
- 2 施行期日 秋田県知事の許可を受け令和2年4月1日

○ 議案第134号 大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設の指定管理者の指定について

※ 大仙市協和内水面漁業近代化施設及び大仙市協和広場等利用施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市協和内水面漁業近代化施設	大仙市協和船岡字東兵衛屋敷63番地
大仙市協和広場等利用施設	大仙市協和船岡字東兵衛屋敷地内

- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地
庄内養殖管理組合（大仙市協和船岡字上庄内87番地）
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

○ 議案第135号 大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定について

※ 大曲地域職業訓練センターの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

- 1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大曲地域職業訓練センター	大仙市大曲田町3番1号

- 2 指定管理者となる団体の名称及び所在地
職業訓練法人大曲仙北職業訓練協会（大仙市大曲田町3番1号）
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

○ 議案第136号 大仙市神岡生産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定について

※ 大仙市神岡生産物直売・食材供給施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市神岡生産物直売・食材供給施設 (道の駅かみおか)	大仙市北檜岡字船戸187番地

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社神岡ふるさと振興公社（大仙市神宮寺字蓮沼16番地3）

3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

○ 議案第137号 大仙市中仙地域農業総合管理施設の指定管理者の指定について

※ 大仙市中仙地域農業総合管理施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市中仙地域農業総合管理施設 (道の駅なかせん)	大仙市長野字高畑95番地1

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

物産中仙株式会社（大仙市北長野字茶畑98番地）

3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

○ 議案第138号 八乙女温泉さくら荘の指定管理者の指定について

※ 八乙女温泉さくら荘（令和2年度から隣接する八乙女交流センター内に移設）の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
八乙女温泉さくら荘	大仙市長野字長野山88番地

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

むつみ造園土木株式会社（秋田市山王五丁目13番3号）

3 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

○ 議案第139号 大仙市神岡交流促進センターの指定管理者の指定について

※ 大仙市神岡交流促進センターの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市神岡交流促進センター (かみおか温泉嶽の湯)	大仙市神宮寺字下川原前開86番地1

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社神岡ふるさと振興公社（大仙市神宮寺字蓮沼16番地3）

3 指定の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

○ 議案第140号 西仙北ぬく森温泉ユメリアの指定管理者の指定について

※ 西仙北ぬく森温泉ユメリアの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
西仙北ぬく森温泉ユメリア	大仙市刈和野字山北ノ沢5番4

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

新生ビルテクノ株式会社（東京都文京区千駄木三丁目50番13号）

3 指定の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

○ 議案第141号 協和温泉（四季の湯）の指定管理者の指定について

※ 協和温泉（四季の湯）の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
協和温泉（四季の湯）	大仙市協和船岡字庄内214番地

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社協和振興開発公社（大仙市協和船岡字庄内214番地）

3 指定の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

○ 議案第142号 大仙市南外ふるさと館の指定管理者の指定について

※ 大仙市南外ふるさと館の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市南外ふるさと館	大仙市南外字松木田44番地2

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

厚生ビル管理株式会社（秋田市保戸野すわ町6番16号）

3 指定の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

○ 議案第143号 史跡の里交流プラザ「柵の湯」の指定管理者の指定について

※ 史跡の里交流プラザ「柵の湯」の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
史跡の里交流プラザ「柵の湯」	大仙市板見内字一ツ森149番地

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社秋田スパ・アンド・ドライブイン・サービス（秋田市中通二丁目1番36号）

3 指定の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

○ 議案第144号 太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の指定について

※ 太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
太田交流の森（大台スキー場）	大仙市太田町川口字内ノ沢ほか
太田レクリエーションの森（大台スキー場）	大仙市太田町川口大台国有林ほか

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社大曲スポーツセンター（大仙市花館柳町1番1号）

3 指定の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

○ 議案第145号 大仙市八乙女交流センターの指定管理者の指定について

※ 大仙市八乙女交流センターの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市八乙女交流センター	大仙市長野字長野山88番地

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

むつみ造園土木株式会社（秋田市山王五丁目13番3号）

3 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

○ 議案第146号 大仙市民プール等の指定管理者の指定について

※ 大仙市民プール等の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市民プール	大仙市大曲川原町2番62号
大仙市大曲体育館	大仙市大曲花園町1番1号
大仙市立大曲武道館	大仙市大曲花園町1番1号

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

大曲スポーツクラブ（大仙市大曲花園町1番1号）

3 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

○ 議案第147号 大仙市営八乙女球場及び大仙市八乙女運動公園テニスコートの指定管理者の指定について

※ 大仙市営八乙女球場及び大仙市八乙女運動公園テニスコートの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市営八乙女球場	大仙市長野字八乙女100番地4
大仙市八乙女運動公園テニスコート	大仙市長野字八乙女100番地4

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

むつみ造園土木株式会社（秋田市山王五丁目13番3号）

3 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

○ 議案第148号 太田新興緑地広場等の指定管理者の指定について

※ 太田新興緑地広場等の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
太田新興緑地広場 (太田中学校裏グラウンド)	大仙市太田町太田字新田下野124番地1
大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設(太田球場室内練習場)	大仙市太田町横沢字堤田487番地
大仙市太田体育館クラブハウス	大仙市太田町横沢字堤田369番地4
大台スキー場	大仙市太田町川口字大台地内ほか
大仙市太田体育館	大仙市太田町横沢字堤田369番地1
大仙市太田トレーニングセンター	大仙市太田町太田字築地古館27番地1
大仙市営太田球場	大仙市太田町横沢字堤田350番地
大仙市太田テニスコート	大仙市太田町横沢字堤田445番地2
大仙市太田多目的運動広場 (ゲートボール場)	大仙市太田町横沢字堤田344番地1

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社大曲スポーツセンター(大仙市花館柳町1番1号)

3 指定の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

○ 議案第149号 太田南部地区公園及び横沢東農村公園の指定管理者の指定について

※ 太田南部地区公園及び横沢東農村公園の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
太田南部地区公園(太田球場隣接公園)	大仙市太田町横沢字堤田340番地1
横沢東農村公園(太田球場隣接公園)	大仙市太田町横沢字堤田340番地1

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社大曲スポーツセンター(大仙市花館柳町1番1号)

3 指定の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで